

工 事 成 績 考 査 項 目 別 運 用 表

【建築・建築設備工事】

(監督職員 用)

尾張旭市

考查項目別運用表（建築工事）

別紙 1 (監督職員)

審査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
				施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般							
		対象	評価					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
				<評価対象項目> 1. 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 2. 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 3. 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 4. 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 5. 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 6. 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 7. 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 8. 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 9. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施された。 10. その他 理由： <評価基準> - a：該当項目が９０％以上 - b：該当項目が８０％以上９０％未満 - c：該当項目が６０％以上８０％未満 - d：該当項目が６０％未満 <留意事項> (1)「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 (3) 評価値（％）＝（評価数／評価対象項目数）×１００ 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 評価対象項目について、「施工プロセス」のチェックリスト等の記録・提出資料等に基づいて評価する。				
				☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。				
				☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				

考査項目別運用表（建築工事）

別紙1（監督職員）

考査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e		
				配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である		
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	対象	評価	<評価対象項目> - 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 - 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 - 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 - 尾張旭市公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第19条第1項に係る設計図書の照査を行っている。 - 書類及び資料が適切に整理されている。 - 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 - 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 - 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 - 主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 - 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 - 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者（現場代理人／主任（監理）技術者）について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施された。 - その他 理由： _____ <評価基準> a：該当項目が90％以上 b：該当項目が80％以上90％未満 c：該当項目が60％以上80％未満 d：該当項目が60％未満 <留意事項> (1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 (3) 評価値（％）＝（評価数／評価対象項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※1 評価対象項目について、「施工プロセス」のチェックリスト等の記録・提出資料等に基づいて評価する。 ※2 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。 ※3 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。					☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☒	☐							
		☐	☐							
		☒	☐							
		☐	☐							
		☒	☐							
		☐	☐							
		☐	☐							
		☒	☐							
		☒	☐							
		☒	☐							
		☐	☐							
		☐	☐							
		集計								
評価値										

考查項目別運用表（建築工事）

別紙 1 (監督職員)

考査項目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
				施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理							
		対象	評価					
		☐	☐	<評価対象項目>			☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☐	☐	1. 契約約款第１９条第１項に係る設計図書の照査結果について、協議を行っている。				
		☐	☐	2. 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。				
		☐	☐	3. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。				
		☐	☐	4. 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。				
		☐	☐	5. 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。				
		☐	☐	6. 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。				
		☐	☐	7. 工事打合せ簿等の工事記録の整備が、適時に行われている。				
		☐	☐	8. 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。				
		☐	☐	9. 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。				
		☐	☐	10. 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。				
		☐	☐	11. 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達計画及び搬入後の管理が適切である。				
		☐	☐	12. 社内検査が計画的に行われている。				
		☐	☐	13. 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。				
		☐	☐	14. 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。				
		☐	☐	15. 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。				
		☐	☐	16. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施された。				
		☐	☐	17. その他				
				理由： _____				
				<評価基準>				
				a：該当項目が９０％以上 b：該当項目が８０％以上９０％未満 c：該当項目が６０％以上８０％未満 d：該当項目が６０％未満				
				<留意事項>				
				(1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 (3) 評価値（％）＝（評価数／評価対象項目数）×１００ 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 評価対象項目について、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真、安全衛生関係書類等を基に、総合的に判断して評価する。				

考査項目別運用表（建築工事）

別紙1（監督職員）

考査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e		
				工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である		
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理			＜評価対象項目＞ 1. 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 2. 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 3. 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び施設管理者（利用者）等に対し、影響を及ぼす工程の遅れが無い。 4. 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 5. 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 6. 請負者の責による夜間や休日の作業が無い。 7. 休日・代休の確保を行っている。 8. 近隣住民（施設管理者（利用者）等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 9. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施された。 10. その他 理由： ＜評価基準＞ a：該当項目が90％以上 b：該当項目が80％以上90％未満 c：該当項目が60％以上80％未満 d：該当項目が60％未満 ＜留意事項＞ (1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 (3) 評価値（％）＝（評価数／評価対象項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 評価対象項目について、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真、安全衛生関係書類等を基に、総合的に判断して評価する。					☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		対象	評価							
		☒	☐							
		☐	☐							
		☒	☐							
		☐	☐							
		☐	☐							
		☒	☐							
		☒	☐							
		☒	☐							
		☐	☐							
		☐	☐							
		☐	☐							
		☐	☐							
	集計									
	評価値									

考查項目別運用表（建築工事）

別紙 1 (監督職員)

考査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e
				安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	対象	評価	<評価対象項目> 1. 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 2. 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。（統括安全衛生責任者等若しくは店社安全衛生管理者の選任を要する工事の場合） 3. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 4. 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 5. 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 6. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 7. 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 8. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 9. 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 10. 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 11. 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 12. 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、良く整備されている。 13. 過積載防止に十分に取り組んでいる。 14. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施された。 15. その他 理由： _____ <評価基準> a：該当項目が90％以上 b：該当項目が80％以上90％未満 c：該当項目が60％以上80％未満 d：該当項目が60％未満 <留意事項> (1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 (3) 評価値（％）＝（評価数／評価対象項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 評価対象項目について、現場への臨場、実工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真、安全衛生関係書類等を基に、総合的に判断して評価する。				
		☒	☐					
		☐	☐					
		☒	☐					
		☒	☐					
		☒	☐					
		☒	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		☒	☐					
		☒	☐					
		☐	☐					
		☐	☐					
		集計						
評価値								

考査項目別運用表（建築工事）

別紙 1（監督職員）

考査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e	
				対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である	
2. 施工状況	IV. 対外関係			<評価対象項目> 1. 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生が無い。 2. 工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者（利用者）等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 3. 引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 4. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 5. 近隣住民（施設管理者（利用者）等を含む）対策を実施し、苦情が無い。又は苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルが無い。 6. 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 7. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施された。 8. その他 理由： <評価基準> a：該当項目が90%以上 b：該当項目が80%以上90%未満 c：該当項目が60%以上80%未満 d：該当項目が60%未満 <留意事項> (1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 (3) 評価値（%）＝（評価数／評価対象項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 評価対象項目について、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真、安全衛生関係書類等を基に、総合的に判断して評価する。				☐ 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		対象	評価						
		☐	☐						
		☐	☐						
		☐	☐						
		☐	☐						
		☐	☐						
		☐	☐						
		☐	☐						
		☐	☐						
		集計							
		評価値							

考査項目別運用表（建築工事）

別紙 1（監督職員）

考査項目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d	e			
				出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である			
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			<評価対象項目> 1. 承認図等が、設計図書を満足している。 2. 施工図等が、設計図書を満足している。 3. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4. 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5. 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6. 出来形の管理方法を工夫している。 7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9. その他 理由：			☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。			
		対象	評価								
		☒	☐								
		☐	☐								
		☒	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☒	☐								
		☐	☐								
				<評価基準> a：該当項目が90%以上 b：該当項目が80%以上90%未満 c：該当項目が60%以上80%未満 d：該当項目が60%未満 <留意事項> (1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 (3) 評価値（％）＝（評価数／評価対象項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。							
				集計 評価値							

考査項目別運用表（建築工事）

別紙 1 （監督職員）

考査項目	細 別	評価対象 工種	a	b	c	d	e																									
			品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である																									
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	評価対象	<table> <tr> <th>評価対象工種名称</th> <th>直工費又は按分比率</th> <th>工種（評価）割合</th> <th>割合×工種別評価値</th> </tr> <tr> <td>(1) 建築工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 電気設備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 機械設備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) その他工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 取壊し工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				評価対象工種名称	直工費又は按分比率	工種（評価）割合	割合×工種別評価値	(1) 建築工事				(2) 電気設備工事				(3) 機械設備工事				(4) その他工事				(5) 取壊し工事				☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約約款第 18 条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		評価対象工種名称	直工費又は按分比率	工種（評価）割合	割合×工種別評価値																											
		(1) 建築工事																														
		(2) 電気設備工事																														
		(3) 機械設備工事																														
		(4) その他工事																														
		(5) 取壊し工事																														
		☐																														
		☐																														
		☐																														
☐																																
☐																																
評価値																																

<評価基準>

a：該当項目が 90% 以上

b：該当項目が 80% 以上 90% 未満

c：該当項目が 60% 以上 80% 未満

d：該当項目が 60% 未満

<留意事項>

(1) 始めに「評価対象工種」欄チェックボックスへ、評価すべき主要工種（最大 3 つまで）についてチェックし、工種毎に工事費内訳書での直接工事費（税抜き）を入力する。続いて、次頁以降の評価すべき工種について評価する。

(2) 「品質」の評価においては、対象工種毎の加重平均により算出とし、次の式によるものとする。

評価値（%）＝ { 工種別の評価値（対象工種毎の（評価数／評価対象項目数）× 100）× 対象割合 } の合計値※

※合計値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。

※ 1 評価すべき主要工種を選定の上、該当工事種別の対象評価項目に沿って評定する。その後、各々の評価結果を工事費内訳による加重平均方式により集計する。

※ 2 目的物の品質の水準を評価すること。

※ 3 品質の対象は「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより、技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（建築工事）

別紙1（監督職員）

考査項目	細 別	評価対象	評価	評価対象項目（工種別）																							
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質																										
	(1) 建築工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td colspan="2">集計</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	対象	評価	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	集計							<評価対象項目> - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 - 躯体工事における施工の品質が、良好である。 - 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。 - その他 理由：	
	対象	評価																									
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
集計																											
Ⅱ. 品質	(2) 電気設備工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td colspan="2">集計</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	対象	評価	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	集計							<評価対象項目> - 機材の品質が、承認図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 - 機材及び施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。 - その他 理由：	
対象	評価																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
集計																											
	Ⅱ. 品質	(3) 機械設備工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td colspan="2">集計</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	対象	評価	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	集計							<評価対象項目> - 機材の品質が、承認図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 - 機材及び施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。 - その他 理由：
対象	評価																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
☐	☐																										
集計																											

考査項目別運用表（建築工事）

別紙1（監督職員）

考査項目	細 別	評価対象	評価	評価対象項目（工種別）																						
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (4) その他工事	<table> <tr><th>対象</th><th>評価</th></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td colspan="2">集計</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </table>	対象	評価	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	集計							<評価対象項目> - 品質管理方法が明確で、品質確保に創意工夫がある。 - 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 - 材料の品質証明が、適切である。 - 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 - 施工の品質・形状が適切で、良好な施工である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。 - その他 理由：
	対象	評価																								
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
集計																										
	Ⅱ. 品質 (5) 取壊し工事	<table> <tr><th>対象</th><th>評価</th></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td colspan="2">集計</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </table>	対象	評価	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	集計							<評価対象項目> - 分別、再資源化に努めている。 - 施工計画書に定められた計画により管理されている。 - 廃材処理が、適切である。 - 請負者の管理記録が整備されている。 - 不可視部分の工事写真、施工記録等が整理されている。 - その他 理由：		
対象	評価																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
☐	☐																									
集計																										
				<留意事項> (1) 「評価対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 (2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ※1 評価すべき主要工種を選定の上、該当工事種別の対象評価項目に沿って評定する。その後、各々の評価結果を工事費内訳による加重平均方式により集計する。 ※2 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3 品質の対象は「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより、技術的な評価を行う。																						

考查項目別運用表（建築工事）

別紙1（監督職員）

考查項目	細 別	キーワード評価	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	評価 <準備・後片付け関係> ☐ 1. 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2. 現地調査方法の工夫 ☐ 3. その他 理由： 評価 <施工関係> ☐ 4. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少、又はリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 5. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫 ☐ 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 9. 冷暖房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 10. 照明・視界確保等の工夫 ☐ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 16. 仮設施工等の工夫 ☐ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ 20. その他 理由： 評価 <品質関係> ☐ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 22. 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 25. 品質記録方法の工夫 ☐ 26. その他 理由： 	評価 <安全衛生関係> ☐ 27. 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 28. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 29. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理、又は粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 30. 周辺道路等の事故防止、又は一般交通確保等のための工夫 ☐ 31. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 32. 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ 33. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 34. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 35. その他 理由： 評価 <施工管理関係> ☐ 36. 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 37. 施工計画書、又は写真記録等に関する工夫 ☐ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫、及び集計の工夫 ☐ 39. C A D、施工管理ソフト等の活用 ☐ 40. 施工合理化技術（※5）を活用した施工管理の工夫 ☐ 41. その他 理由： 評価 <その他> ☐ 42. （該当技術数： ） N E T I S登録技術のうち、事後評価未実施技術、又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（3点） ☐ 43. （該当技術数： ） N E T I S登録技術のうち、事後評価未実施技術、又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（2点） ☐ 44. （該当技術数： ） N E T I S登録技術のうち、事後評価未実施技術、又は事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（1点） ☐ 45. （該当技術数： ） N E T I S登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） ☐ 46. （該当技術数： ） N E T I S登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） ☐ 47. その他 理由：

考査項目別運用表（建築工事）

別紙1（監督職員）

考査項目	細 別	評価点、創意工夫の詳細評価
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<創意工夫の詳細評価> ※工夫の内容及び具体的内容を記載 <評点> <留意事項> 施工計画書にこのことが記載又は事前に請負人から自主的に創意工夫にかかる資料提出があり、これらの項目が施工等に反映されており、その工夫の効果が認められると判断された場合は、検査職員にも合議の上、評価対象とする。（請負者から提出された項目を、無条件で全て評価するものではない。） ※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3 上記の考査項目の他に、評価に値する請負者の工夫があれば、その他「理由」欄に具体的内容を記載して加点する。なお、係長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。 ※4 評価した内容を「創意工夫の詳細評価」欄に記載する。 ※5 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので、施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。 ※6 考査項目「創意工夫」の <準備・後片付け関係> から <安全衛生関係> までの4つの細別毎に、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他「理由」欄に具体的内容を記載して加点する。更に、当該技術がNETIS登録技術である場合は、<その他>（新技術活用）の項目に追加で加点できるものとする。